

高齢者福祉計画 及び [第9期] 介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

古座川町



計画の策定にあたって

① 計画策定の趣旨

この度策定する「古座川町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えつつ、国の介護保険事業に係る基本指針等を踏まえながら、引き続き、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護保険制度の改正に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることを目的とするものです。

② 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。

本町における高齢者福祉施策の総合的指針として位置付けられるものであり、「古座川町総合計画」「古座川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を上位計画として、「障害者基本計画・障害福祉計画」「健康増進計画」など、他の関連する計画や県が策定する「和歌山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等との整合・調和を図って策定しています。

③ 計画の期間

「介護保険事業計画」は3年ごとに定めることとなっており、この度策定する本計画の期間は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度とします。また、「高齢者福祉計画」も「介護保険事業計画」と一体的に策定することとされていることから、同3年間で計画期間と定めます。

計画の基本理念と施策体系

① 計画の基本理念

本計画期間中には、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎えるとともに、高齢者人口がピークを迎える令和22年を見通すと、後期高齢者が急増することによって、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者の増加が見込まれています。

今後における高齢者を支える若年層の減少を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護、介護予防、医療、住まい及び自立した日常生活の支援の5つを一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、高齢者や地域の特性等を反映させることにより、本町に相応しいサービス体制の推進を一層進めていく必要があります。

本町の高齢化率は、令和5年で54.5%となっており、高齢化は、今後もさらに進展することが予想され、非常に深刻な問題となっています。

本計画は、これらの状況や第8期計画における取組や成果を踏まえつつ、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えたものである必要があるため、本町の基本理念である

生きがいを持ち健やかに、
いつまでも安心して暮らせる町 古座川

を実現するため、4つの基本目標を設定し、高齢者福祉施策を推進します。

なお、介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう地理的条件、人口、交通状況、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に勘案して日常生活圏域を定めることとされています。

本町では、以上の状況を総合的に勘案した結果、第8期に引き続き町内全域を1圏域と設定します。



施策の体系

基本理念	基本目標	施策の展開	取り組み
生きがいを持ち健やかに、いつまでも安心して暮らせる町 古座川	1 高齢者の暮らしを支える体制づくり	(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	①地域ケア会議の推進★ ②地域包括支援センターの運営 ③在宅医療・介護連携の促進 ④適切なりハビリテーションの提供体制の構築 ⑤地域共生社会の実現 ⑥保健福祉センターの機能強化 ⑦地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上★
		(2) 生活支援事業の充実	①生活支援コーディネーターの配置 ②協議体の設置 ③高齢者の生活支援事業 ④介護に取り組む家族等への支援の充実
	2 いつまでも元気な健康づくり	(1) 健康づくりと介護予防の一体的な推進	①生活習慣病の予防とがん検診 ②健康寿命の延伸に向けた健康づくり ③健康づくり運動の推進 ④食と歯、口腔の健康づくり ⑤住民主体の活動の推進★
		(2) 保健事業の充実	①健康相談の充実 ②健康教育の充実 ③訪問指導事業 ④感染症対策の推進
	3 生涯現役、生きがいがづくり	(1) 生きがいがづくりの推進	①高齢者の文化・スポーツ活動の活性化 ②老人クラブの活性化 ③鳥獣被害の軽減 ④世代間交流の活性化
		(2) 雇用・就業対策の推進	①シルバー人材センターの充実 ②事業者への情報発信と高齢者の就労支援
	4 高齢者にやさしいまちづくり	(1) 認知症支援と権利擁護の推進	①認知症初期集中支援チーム事業の推進 ②認知症地域支援推進員 ③認知症の家族等介護者への支援の強化 ④認知症サポーターの養成及びステップアップ講座の開催★ ⑤キャラバン・メイトの養成 ⑥認知症ケアパスの周知・普及 ⑦権利擁護のための取組 ⑧若年性認知症対策の推進 ⑨認知症バリアフリーの推進
		(2) 在宅生活を支える環境づくりの推進	①移動環境の整備 ②多様なニーズに対するサービスの確保 ③移動販売事業者との協力 ④高齢者への見守りネットワークの強化 ⑤要介護者台帳による情報共有

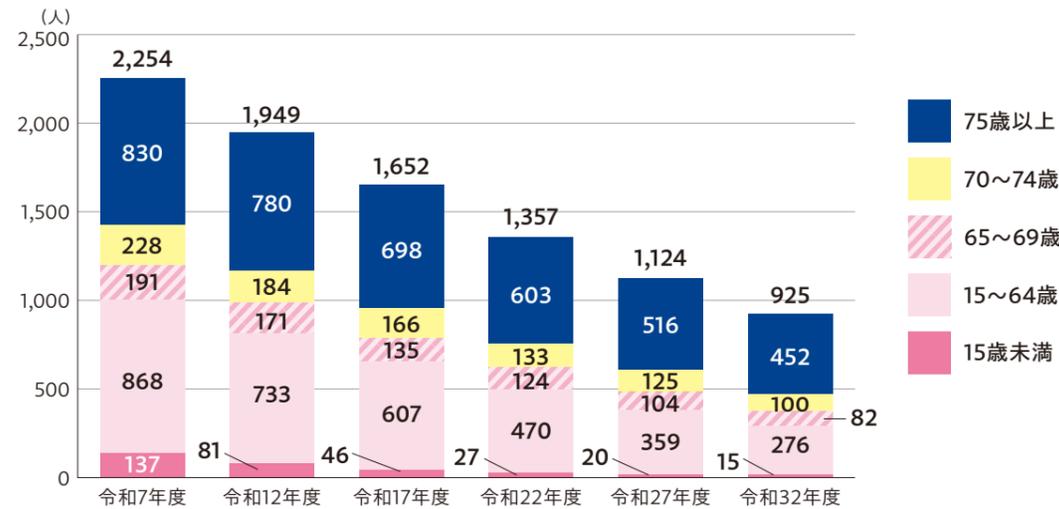
★特に重点的に取り組む施策・事業

人口等の推計

①人口の推計

本町の人口は今後も減少傾向で推移し、令和7年の2,254人から令和32年には925人へと、半数以下になることが見込まれます。

▶人口の推計

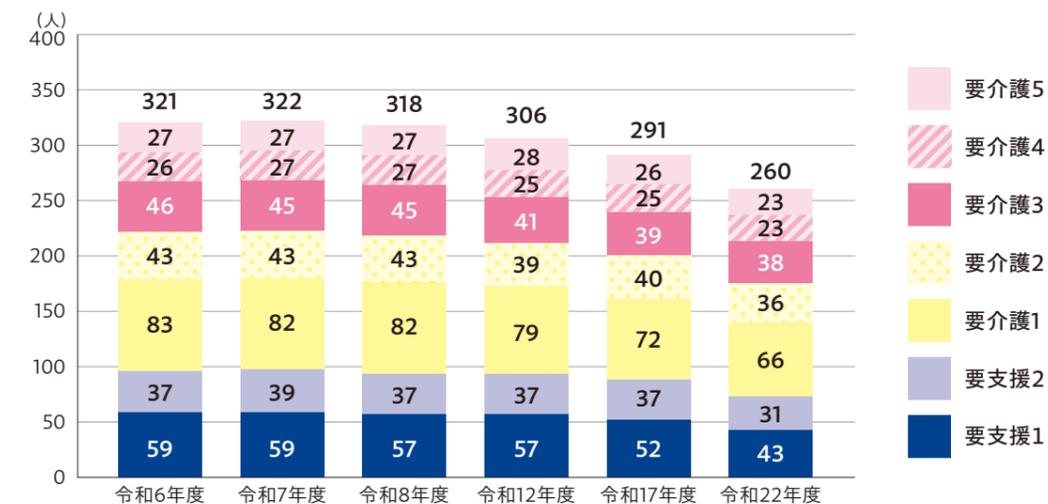


(資料) 住民基本台帳/コーホート変化率法による

②要介護認定者数の推計

本町の要介護認定者数は、令和8年度において減少に転じ、その後も減少傾向で推移することが見込まれます。

▶要介護認定者数の推計



(資料) 厚生労働省地域包括ケア「見える化」システムより

介護保険料の算出

①保険給付費等の見込額

◇標準給付費見込額

単位：円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額〔A〕	455,885,692	455,197,854	474,770,439
総給付費（財政影響額調整後）	418,102,000	417,249,000	437,293,000
特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	25,702,389	25,815,087	25,494,402
高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	10,779,370	10,827,750	10,693,244
高額医療合算介護サービス費等給付額	879,525	882,265	871,305
算定対象審査支払手数料	422,408	423,752	418,488

※厚生労働省提供の算出式にしたがって算出されている。
※合計額について、端数処理により完全に一致しない。

◇地域支援事業費見込額

単位：円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費〔B〕	27,633,560	28,221,749	30,221,189
介護予防・日常生活支援総合事業費	16,441,314	16,351,411	16,424,007
包括的支援事業・任意事業費	11,192,246	11,870,338	13,797,182

②介護保険料基準額（月額）の算定方法

単位：円

項目	合計	項目	合計
標準給付費見込額〔A〕	1,385,853,985	保険料収納必要額〔L〕	208,108,547
地域支援事業費見込額〔B〕	86,076,498	予定保険料収納率	98.0%
第1号被保険者負担分相当額〔D〕	338,544,011	準備基金取崩額の影響額	661
調整交付金相当額〔E〕	71,753,536	準備基金の残高	43,123,213
調整交付金見込額〔I〕	177,189,000	準備基金取崩額	25,000,000
調整交付金見込交付割合〔H〕		準備基金取崩割合	58.0%
後期高齢者加入割合補正係数〔F〕			
所得段階別加入割合補正係数〔G〕			

③ 基準額に対する介護保険料の段階設定等

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は13段階とし、各段階を次のとおり設定します。

段階	保険料率	対象者	
第1段階	基準額×0.455 (0.285)	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	
第2段階	基準額×0.685 (0.485)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	
第3段階	基準額×0.69 (0.685)	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	
第4段階	基準額×0.90	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	
第5段階 (保険料基準段階)	基準額×1.00	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税者で、前年の合計所得金額が	
第7段階	基準額×1.30		120万円未満の方
第8段階	基準額×1.50		120万円以上210万円未満の方
第9段階	基準額×1.70		210万円以上320万円未満の方
第10段階	基準額×1.90		320万円以上420万円未満の方
第11段階	基準額×2.10		420万円以上520万円未満の方
第12段階	基準額×2.30		520万円以上620万円未満の方
第13段階	基準額×2.40		620万円以上720万円未満の方
		720万円以上の方	



④ 所得段階別介護保険料

単位：円

所得段階	保険料年額	保険料月額
第1段階	18,810 (30,030)	1,568 (2,503)
第2段階	32,010 (45,210)	2,668 (3,768)
第3段階	45,210 (45,540)	3,768 (3,795)
第4段階	59,400	4,950
第5段階 (基準額)	66,000	5,500
第6段階	79,200	6,600
第7段階	85,800	7,150
第8段階	99,000	8,250
第9段階	112,200	9,350
第10段階	125,400	10,450
第11段階	138,600	11,550
第12段階	151,800	12,650
第13段階	158,400	13,200

※第1段階から第3段階は低所得者向け保険料軽減措置適用後の額。
なお、()内が保険料軽減措置前の率及び額。





古座川町 高齢者福祉計画・ 第9期 介護保険事業計画

令和6年3月 発行

[発行] 古座川町

[編集] 古座川町 健康福祉課

〒649-4223

和歌山県東牟婁郡古座川町川口254-1

TEL 0735-67-7112 FAX 0735-72-0172